

豊岡市除雪機整備事業補助金 募集案内

豊岡市除雪機整備事業補助金の募集を行います。以下内容をご確認いただき、補助金の活用を希望される団体につきましては、申請いただきますようご案内いたします。

1 目的

市道の除雪については、幹線道路や通学路を中心に除雪路線を定めて行っていますが、除雪路線以外については、地域内の助け合いにより対応されています。特に雪の多い地域においては、除雪機の購入費用など多くの支出が必要で、市による支援が求められていました。この補助制度は、自治会又は地域コミュニティ組織が除雪機を購入する際にその経費の一部を補助するもので、地域の災害対応能力を高め、地域住民が安全に安心して暮らせるまちづくりに資することを目的としています。

2 補助対象者

自治会又は地域コミュニティ組織

3 補助対象となる除雪機

共助により市道、生活道路等の除雪を行うために自治会又は地域コミュニティ組織が購入する除雪機について、次の要件を満たす場合にその購入経費の一部を補助します。

- (1) 2027年3月31日までに納品されること。
- (2) 市道、生活道路等の除雪を確認するため、除雪計画書を作成すること。
- (3) 除雪機が、道路上の除雪作業を行うことに適した機種であること。
(例：ホイールローダー、小型ロータリー除雪車などが対象。農耕用トラクター、違法改造車などは対象外) ※別紙「市道除雪における除雪機械について」を参照してください。



4 補助対象台数

- (1) 単年度における1団体の補助対象台数は、1台とします。
- (2) 豊岡市除雪機購入補助制度を利用した除雪機の保有台数は、1団体につき3台を上限とします。

5 補助対象経費

市道、生活道路等の除雪に必要な除雪機及びその付属部品の購入に要する経費とします。

6 補助金額

- (1) 補助金額は、除雪機1台につき **150万円**を限度とし、補助対象経費の3分の2以内とします。(補助金の端数処理は千円未満切り捨て)
- (2) 消費税の申告義務がある法人で、申請時において仕入控除税額が明らかとなっている場合は、その金額を補助金から減額して申請してください。加えて「消費税等控除税額確定報告書」等必要な書類の提出を依頼することがあります。上記の手続きが行われない場合は、補助金返還が生じる場合があります。

7 申請期間及び申請書類

申請期間：2026年11月30日（月）

（先着順としますが、予算額に達し次第受付を終了する予定です。）

申請書類：補助金等交付申請書

事業計画書

購入機械のカタログ、見積書

8 審査・決定

提出いただいた申請につきましては審査を行い、内容に不備が無い場合は、受付後概ね2週間以内に「交付決定通知書」の送付を予定しています。ただし、予算額を超える場合は、2026年度以降の申請をお願いすることがあります。

9 注意事項

- (1) 除雪機の維持管理経費及び除雪作業に要する経費は、すべて自治会又は地域コミュニティ組織の負担となります。
- (2) 除雪作業中の方が一の事故に備え、損害保険等に加入してください。
- (3) 除雪機購入後5年間は、除雪作業中の写真及び運転記録簿（豊岡市指定様式）により管理していただき、毎年4月末までに豊岡市建設課へ実績報告書を提出してください。
- (4) この補助事業により購入した除雪機は、購入後5年間は処分することはできません。
- (5) この補助事業は、他の除雪機購入補助事業と重複して利用することはできません。
- (6) 補助金の支払は、除雪機購入後の精算払いとなります。
- (7) 補助事業で購入した除雪機には、豊岡市が配布する表示板（シール）を貼ってください。
- (8) ホイールローダーまたはアタッチメントを購入する場合は、資格の確認を行います。

10 その他

除雪機械は受注生産としているメーカーが多いため、見積書を依頼される際に、必ず除雪機器の在庫や納入時期の確認を行ったうえ、申請を行ってください。

《問合せ先》 本庁建設課維持修繕係 ☎21-9007

《申請先》 本庁建設課維持修繕係または各振興局地域振興課